

## **第 12 章 対象事業の実施による 影響の総合的な評価**

## 第12章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表12.1(1)～(21)に示すとおりである。

表 12.1(1) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																						
大気質	建設機械の稼働	<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、工事中における建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出により、周辺環境（大気質）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生源対策に努めていく。            このことから、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の将来予測濃度は、最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.033ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値が 0.053mg/m<sup>3</sup> となり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。            そのため、建設機械の稼働に伴う周辺環境大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">付加率</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">最大着地 濃度 出現地点</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.01754</td> <td>0.033</td> <td>14.5%</td> <td>0.04～0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</td> <td>0.02270</td> <td>0.053</td> <td>3.1%</td> <td>0.10mg/m<sup>3</sup> 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、二酸化窒素は日平均値の年間 98% 値、浮遊粒子状物質は日平均の 2% 除外値を示す。</p>	予測地点	項目	将来予測濃度		付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	最大着地 濃度 出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.01754	0.033	14.5%	0.04～0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.02270	0.053	3.1%	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するように努める。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> </ul>																																			
予測地点	項目	将来予測濃度			付加率	整合を図るべき基準等 (日平均値)																																																			
		年平均値	日平均値																																																						
最大着地 濃度 出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.01754	0.033	14.5%	0.04～0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下																																																				
	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	0.02270	0.053	3.1%	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下																																																				
資材運搬等の車両の走行		<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う大気汚染物質の排出により、道路沿道（大気質）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生源対策に努めていく。            このことから、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の将来予測濃度は、各予測地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.039～0.042ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値が 0.056～0.057mg/m<sup>3</sup> となり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。            そのため、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道大気（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。            また、本事業の実施にあたっては、右に示す環境保全措置を実施していくことで、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道での土粒子の飛散を可能な範囲内で低減されるため、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度 (ppm)</th> <th rowspan="2">付加率 (%)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1</td> <td>東側</td> <td>0.02423</td> <td>0.041</td> <td>0.07</td> <td rowspan="4">0.04～0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.02526</td> <td>0.042</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点2</td> <td>東側</td> <td>0.02300</td> <td>0.039</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.02381</td> <td>0.040</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、日平均値の年間 98% 値を示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度 (mg/m<sup>3</sup>)</th> <th rowspan="2">付加率 (%)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1</td> <td>東側</td> <td>0.025551</td> <td>0.056</td> <td>0.02</td> <td rowspan="4">0.10mg/m<sup>3</sup> 以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.025791</td> <td>0.057</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点2</td> <td>東側</td> <td>0.025257</td> <td>0.056</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.025454</td> <td>0.056</td> <td>0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、日平均値の 2% 除外値を示す。</p>	予測地点	予測方向	将来予測濃度 (ppm)		付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	地点1	東側	0.02423	0.041	0.07	0.04～0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下	西側	0.02526	0.042	0.10	地点2	東側	0.02300	0.039	0.05	西側	0.02381	0.040	0.10	予測地点	予測方向	将来予測濃度 (mg/m <sup>3</sup> )		付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	地点1	東側	0.025551	0.056	0.02	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	西側	0.025791	0.057	0.03	地点2	東側	0.025257	0.056	0.02	西側	0.025454	0.056	0.03	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車を使用するよう努める。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等車両の計画的、かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。</li> <li>土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆する。</li> </ul>
予測地点	予測方向	将来予測濃度 (ppm)			付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)																																																			
		年平均値	日平均値																																																						
地点1	東側	0.02423	0.041	0.07	0.04～0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下																																																				
	西側	0.02526	0.042	0.10																																																					
地点2	東側	0.02300	0.039	0.05																																																					
	西側	0.02381	0.040	0.10																																																					
予測地点	予測方向	将来予測濃度 (mg/m <sup>3</sup> )		付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)																																																				
		年平均値	日平均値																																																						
地点1	東側	0.025551	0.056	0.02	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下																																																				
	西側	0.025791	0.057	0.03																																																					
地点2	東側	0.025257	0.056	0.02																																																					
	西側	0.025454	0.056	0.03																																																					

表 12.1(2) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																								
大気質	造成等の工事	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 予測の結果、造成等の工事に伴う粉じんの飛散により、周辺環境（大気質）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、粉じんの飛散防止に努めていく。 このことから、造成等の工事に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 造成等の工事に伴う降下ばいじん量は、四季を通じて <math>1.20 \sim 4.09 \text{t}/\text{km}^2/\text{月}</math> の範囲内であり、整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、造成等の工事に伴う周辺環境大気質（降下ばいじん）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>造成等の工事に伴う粉じん（降下ばいじん）量の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量 (<math>\text{t}/\text{km}^2/\text{月}</math>)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点 3</td> <td>1.37</td> <td>1.46</td> <td>1.28</td> <td>1.30</td> <td rowspan="3"><math>10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}</math> 以下</td> </tr> <tr> <td>地点 4</td> <td>1.22</td> <td>1.20</td> <td>1.24</td> <td>1.33</td> </tr> <tr> <td>地点 5</td> <td>2.63</td> <td>3.16</td> <td>4.09</td> <td>3.53</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	降下ばいじん量 ( $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )				整合を図るべき基準等	春季	夏季	秋季	冬季	地点 3	1.37	1.46	1.28	1.30	$10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 以下	地点 4	1.22	1.20	1.24	1.33	地点 5	2.63	3.16	4.09	3.53	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行う。</li> <li>工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払しや場内の清掃等を徹底する。</li> <li>土砂の運搬時には、必要に応じて資材運搬等の車両の荷台をシートで被覆する。</li> <li>必要に応じて、造成地をシートにより被覆し、裸地からの粉じんの飛散を防止する。</li> </ul>														
予測地点	降下ばいじん量 ( $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )				整合を図るべき基準等																																						
	春季	夏季	秋季	冬季																																							
地点 3	1.37	1.46	1.28	1.30	$10\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ 以下																																						
地点 4	1.22	1.20	1.24	1.33																																							
地点 5	2.63	3.16	4.09	3.53																																							
施設の稼働		<p><b>【回避・低減の観点】</b> 予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出により、周辺環境（大気質）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生源対策に努めていく。 このことから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b></p> <p><b>■長期平均濃度</b> 施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の将来予測濃度は、最大着地濃度出現地点における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は <math>0.032\text{ppm}</math>、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は <math>0.008\text{ppm}</math>、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は <math>0.053\text{mg}/\text{m}^3</math> となり、二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質ともに整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、施設の稼働に伴う周辺環境大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>施設の稼働に伴う大気質の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">付加率 (%)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">最大着地濃度出現地点</td> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.01562</td> <td>0.032</td> <td>4.0%</td> <td><math>0.04 \sim 0.06\text{ppm}</math>までのゾーン内またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.00430</td> <td>0.008</td> <td>7.0%</td> <td><math>0.10\text{ppm}</math> 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (<math>\text{mg}/\text{m}^3</math>)</td> <td>0.02222</td> <td>0.053</td> <td>1.0%</td> <td><math>0.10\text{mg}/\text{m}^3</math> 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、二酸化窒素は日平均値の年間98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値を示す。</p> <p><b>■短期平均濃度</b> 施設の稼働に伴う大気質の評価は、最大着地濃度出現地点における1時間値の最大値が二酸化窒素で <math>0.04740\text{ppm}</math>、二酸化硫黄で <math>0.01958\text{ppm}</math>、浮遊粒子状物質で <math>0.08278\text{mg}/\text{m}^3</math> であり、整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、短期平均濃度による施設の稼働に伴う周辺環境大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>施設の稼働に伴う大気質の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>最大着地濃度 出現地点</th> <th>将来予測濃度 (1時間値)</th> <th>整合を図るべき 基準等 (1時間値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>敷地境界南南東側</td> <td>0.04740</td> <td><math>0.1 \sim 0.2\text{ppm}</math> 以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>敷地境界南南東側</td> <td>0.01958</td> <td><math>0.1\text{ppm}</math> 以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (<math>\text{mg}/\text{m}^3</math>)</td> <td>敷地境界南南東側</td> <td>0.08278</td> <td><math>0.20\text{mg}/\text{m}^3</math> 以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	項目	将来予測濃度		付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	最大着地濃度出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.01562	0.032	4.0%	$0.04 \sim 0.06\text{ppm}$ までのゾーン内またはそれ以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.00430	0.008	7.0%	$0.10\text{ppm}$ 以下	浮遊粒子状物質 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	0.02222	0.053	1.0%	$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	項目	最大着地濃度 出現地点	将来予測濃度 (1時間値)	整合を図るべき 基準等 (1時間値)	二酸化窒素 (ppm)	敷地境界南南東側	0.04740	$0.1 \sim 0.2\text{ppm}$ 以下	二酸化硫黄 (ppm)	敷地境界南南東側	0.01958	$0.1\text{ppm}$ 以下	浮遊粒子状物質 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	敷地境界南南東側	0.08278	$0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対しては大気污染防治法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排出ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。</li> </ul>
予測地点	項目	将来予測濃度			付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)																																					
		年平均値	日平均値																																								
最大着地濃度出現地点	二酸化窒素 (ppm)	0.01562	0.032	4.0%	$0.04 \sim 0.06\text{ppm}$ までのゾーン内またはそれ以下																																						
	二酸化硫黄 (ppm)	0.00430	0.008	7.0%	$0.10\text{ppm}$ 以下																																						
	浮遊粒子状物質 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	0.02222	0.053	1.0%	$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下																																						
項目	最大着地濃度 出現地点	将来予測濃度 (1時間値)	整合を図るべき 基準等 (1時間値)																																								
二酸化窒素 (ppm)	敷地境界南南東側	0.04740	$0.1 \sim 0.2\text{ppm}$ 以下																																								
二酸化硫黄 (ppm)	敷地境界南南東側	0.01958	$0.1\text{ppm}$ 以下																																								
浮遊粒子状物質 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	敷地境界南南東側	0.08278	$0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下																																								

表 12.1(3) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																															
大気質 自動車交通の発生	<p>【回避・低減の観点】            予測の結果、供用時の自動車交通の発生に伴う大気汚染物質の排出により、道路沿道（大気質）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、大気汚染物質の発生源対策に努めていく。            このことから、自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p>【基準、目標との整合の観点】            自動車交通の発生に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素（非メタン炭化水素）の将来予測濃度は、各予測地点における二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.039~0.042ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値が 0.056mg/m<sup>3</sup>、炭化水素（非メタン炭化水素）の 3 時間平均値が 0.186~0.187ppmC となり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素（非メタン炭化水素）ともに整合を図るべき基準等を下回った。            そのため、自動車交通の発生に伴う道路沿道大気（二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素（非メタン炭化水素））への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れないと評価する。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う二酸化窒素の予測結果と基準等との比較 単位 : ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">付加率 (%)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき 基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点 1</td> <td>東側</td> <td>0.02406</td> <td>0.041</td> <td>0.48</td> <td rowspan="4">0.04~0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.02501</td> <td>0.042</td> <td>0.68</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 2</td> <td>東側</td> <td>0.02293</td> <td>0.039</td> <td>0.31</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.02368</td> <td>0.040</td> <td>0.54</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、日平均値の年間 98% 値を示す。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と基準等との比較 単位 : mg/m<sup>3</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">付加率 (%)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき 基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点 1</td> <td>東側</td> <td>0.025292</td> <td>0.056</td> <td>0.08</td> <td rowspan="4">0.10mg/m<sup>3</sup> 以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.025418</td> <td>0.056</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 2</td> <td>東側</td> <td>0.025135</td> <td>0.056</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.025238</td> <td>0.056</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 日平均値は、日平均値の 2% 除外値を示す。</p> <p style="text-align: center;">自動車交通の発生に伴う炭化水素（非メタン炭化水素）の予測結果と基準等との比較 単位 : ppmC</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測方向</th> <th colspan="2">将来予測濃度</th> <th rowspan="2">付加率 (%)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき 基準等 (日平均値)</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>3 時間 平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点 1</td> <td>東側</td> <td>0.17135</td> <td>0.186</td> <td>0.05</td> <td rowspan="4">0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲 内、またはそれ以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.17193</td> <td>0.187</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 2</td> <td>東側</td> <td>0.17069</td> <td>0.186</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>0.17122</td> <td>0.186</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 午前 6 時から午前 9 時までの 3 時間平均値を示す。</p>	予測地点	予測方向	将来予測濃度		付加率 (%)	整合を図るべき 基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	地点 1	東側	0.02406	0.041	0.48	0.04~0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下	西側	0.02501	0.042	0.68	地点 2	東側	0.02293	0.039	0.31	西側	0.02368	0.040	0.54	予測地点	予測方向	将来予測濃度		付加率 (%)	整合を図るべき 基準等 (日平均値)	年平均値	日平均値	地点 1	東側	0.025292	0.056	0.08	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	西側	0.025418	0.056	0.10	地点 2	東側	0.025135	0.056	0.05	西側	0.025238	0.056	0.08	予測地点	予測方向	将来予測濃度		付加率 (%)	整合を図るべき 基準等 (日平均値)	年平均値	3 時間 平均値	地点 1	東側	0.17135	0.186	0.05	0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲 内、またはそれ以下	西側	0.17193	0.187	0.07	地点 2	東側	0.17069	0.186	0.03	西側	0.17122	0.186	0.06
予測地点	予測方向			将来予測濃度				付加率 (%)	整合を図るべき 基準等 (日平均値)																																																																									
		年平均値	日平均値																																																																															
地点 1	東側	0.02406	0.041	0.48	0.04~0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下																																																																													
	西側	0.02501	0.042	0.68																																																																														
地点 2	東側	0.02293	0.039	0.31																																																																														
	西側	0.02368	0.040	0.54																																																																														
予測地点	予測方向	将来予測濃度		付加率 (%)	整合を図るべき 基準等 (日平均値)																																																																													
		年平均値	日平均値																																																																															
地点 1	東側	0.025292	0.056	0.08	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下																																																																													
	西側	0.025418	0.056	0.10																																																																														
地点 2	東側	0.025135	0.056	0.05																																																																														
	西側	0.025238	0.056	0.08																																																																														
予測地点	予測方向	将来予測濃度		付加率 (%)	整合を図るべき 基準等 (日平均値)																																																																													
		年平均値	3 時間 平均値																																																																															
地点 1	東側	0.17135	0.186	0.05	0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲 内、またはそれ以下																																																																													
	西側	0.17193	0.187	0.07																																																																														
地点 2	東側	0.17069	0.186	0.03																																																																														
	西側	0.17122	0.186	0.06																																																																														

表 12.1(4) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																									
騒音・低周波音 建設機械の稼働（騒音）	【回避・低減の観点】 予測の結果、工事中における建設機械の稼働に伴う騒音により、周辺環境（騒音）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努めていく。 このことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。	<p>建設機械の稼働（特定建設作業振動）に伴う敷地境界での騒音レベル (<math>L_{A5}</math>) は 61~78dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、建設機械の稼働に伴う周辺環境（騒音）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果 (<math>L_{A5}</math>) と基準等との比較</b> 単位 : dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">予測地点</th> <th>予測高さ</th> <th>騒音レベル (<math>L_{A5}</math>)</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地点 1 地点 2 地点 3</td> <td rowspan="4">住宅に面した敷地境界</td> <td>1.2m</td> <td>61 (61.2)</td> <td rowspan="4">85</td> </tr> <tr> <td>4.2m</td> <td>78 (77.5)</td> </tr> <tr> <td>1.2m</td> <td>70 (70.0)</td> </tr> <tr> <td>1.2m</td> <td>61 (60.5)</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点		予測高さ	騒音レベル ( $L_{A5}$ )	整合を図るべき基準等	地点 1 地点 2 地点 3	住宅に面した敷地境界	1.2m	61 (61.2)	85	4.2m	78 (77.5)	1.2m	70 (70.0)	1.2m	61 (60.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は、低騒音型の建設機械を使用するように努める。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>住居等に近い箇所の工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。</li> </ul>																									
予測地点		予測高さ	騒音レベル ( $L_{A5}$ )	整合を図るべき基準等																																								
地点 1 地点 2 地点 3	住宅に面した敷地境界	1.2m	61 (61.2)	85																																								
		4.2m	78 (77.5)																																									
		1.2m	70 (70.0)																																									
		1.2m	61 (60.5)																																									
資材運搬等の車両の走行（騒音）	【回避・低減の観点】 予測の結果、工事中では、一般交通による騒音レベルに対し、さらに負荷をかけることになるが、その付加分は 1dB 未満と小さいと予測している。そのため、右に示す環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努めていく。 このことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。	<p>資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルは、一般交通による等価騒音レベルで地点 5 の昼間の時間帯の平均では 69.5~71.9dB、地点 6 では 69.2~72.3dB であり、資材運搬等の車両の走行が加わると地点 5 は 69.6~71.9dB、地点 6 は 69.3~72.3dB になると予測しており、整合を図るべき基準等のうち、環境基準については一部が上回ったが、「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度については下回った。なお、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベルの增加分は、両地点ともに 1 dB 未満である。</p> <p>一般交通による騒音レベルが既に環境基準や規制基準を超えており、さらに負荷をかけることになるが、右に示す騒音の発生を抑制するための環境保全措置を講ずることで、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道（騒音）への影響の低減が見込めることから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果 (<math>L_{Aeq}</math>) と基準等との比較</b> 単位 : dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">時間区分 ※</th> <th colspan="3">等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>)</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>工事中基礎交通量</th> <th>工事中交通量</th> <th>増加分</th> <th>環境基準</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点 5</td> <td>東側</td> <td>昼間</td> <td>69.5</td> <td>69.6</td> <td>0.1</td> <td rowspan="4">70 以下</td> <td rowspan="4">75 以下</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>昼間</td> <td>71.9</td> <td>71.9</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 6</td> <td>東側</td> <td>昼間</td> <td>69.2</td> <td>69.3</td> <td>0.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>昼間</td> <td>72.3</td> <td>72.3</td> <td>0.0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	位置	時間区分 ※	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )			整合を図るべき基準等		工事中基礎交通量	工事中交通量	増加分	環境基準	要請限度	地点 5	東側	昼間	69.5	69.6	0.1	70 以下	75 以下	西側	昼間	71.9	71.9	0.0	地点 6	東側	昼間	69.2	69.3	0.1			西側	昼間	72.3	72.3	0.0			<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬車等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> </ul>
予測地点	位置	時間区分 ※				等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )			整合を図るべき基準等																																			
			工事中基礎交通量	工事中交通量	増加分	環境基準	要請限度																																					
地点 5	東側	昼間	69.5	69.6	0.1	70 以下	75 以下																																					
	西側	昼間	71.9	71.9	0.0																																							
地点 6	東側	昼間	69.2	69.3	0.1																																							
	西側	昼間	72.3	72.3	0.0																																							

※ 時間区分 昼間：6:00~22:00、夜間：22:00~6:00

表 12.1(5) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要				環境保全措置
騒音・低周波音	施設の稼働（騒音）	<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う騒音により、周辺環境（騒音）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、騒音の発生抑制等に努めていく。            このことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            施設（特定工場等）の稼働に伴う敷地境界における騒音レベル（<math>L_{A5}</math>）は、地点 1 の住宅に面する敷地境界で 45dB、地点 2 の住宅に面する敷地境界で 52dB、地点 3 の住宅に面する敷地境界で 54dB であり、各地点において整合を図るべき基準値を上回った。            また、敷地内の車両の走行を考慮した計画地最寄りの住宅付近における合成騒音の等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）は、地点 1 の住宅付近で 51～52dB、地点 2 の住宅付近で 52dB、地点 3 の住宅付近で 53～54dB であり、各地点とも夜の時間区分で整合を図るべき基準値を上回った。            そのため、右に示す騒音の発生を抑制するための環境保全措置を講ずることで、施設の稼働に伴う周辺環境（騒音）への影響の低減に努めていくことから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。         </p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対しては騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。</li> <li>計画地の周囲に幅 15m の緩衝緑地を設け、建物と周辺地域との離隔を確保する。</li> </ul>

施設の稼働に伴う騒音の予測結果（敷地境界： $L_{A5}$ ）と基準等との比較

単位：dB

予測地点	予測高さ	時間区分	施設の稼働に伴う騒音レベル（ $L_{A5}$ ）	整合を図るべき基準等
地点 1 の住宅に面する敷地境界	1.2m	朝	45 (45.2)	50
		昼	45 (45.2)	55
		夕	45 (45.2)	50
		夜	45 (45.2)	45
	4.2m	朝	45 (46.3)	50
		昼	45 (46.3)	55
		夕	45 (46.3)	50
		夜	45 (46.3)	45
地点 2 の住宅に面する敷地境界	1.2m	朝	52 (52.1)	50
		昼	52 (52.1)	55
		夕	52 (52.1)	50
		夜	52 (52.1)	45
地点 3 の住宅に面する敷地境界	1.2m	朝	54 (54.3)	50
		昼	54 (54.3)	55
		夕	54 (54.3)	50
		夜	54 (54.3)	45

注) 統計量である  $L_{A5}$  のエネルギー合成はできないが、実際には暗騒音の影響を受けることから便宜的に検討を行った。

施設の稼働に伴う騒音の予測結果（計画地周辺： $L_{Aeq}$ ）と基準等との比較

単位：dB

予測地点	予測高さ	時間区分	騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）			整合を図るべき基準等	
			施設の稼働	車両の走行	暗騒音		
地点 1 の住宅付近	1.2m	昼間	47 (47.0)	45 (44.9)	47	51(51.2)	55
		夜間	47 (47.0)	45 (44.9)	46	51(50.8)	45
	4.2m	昼間	48 (48.3)	45 (44.9)	47	52(51.7)	55
		夜間	48 (48.3)	45 (44.9)	46	51(51.4)	45
地点 2 の住宅付近	1.2m	昼間	48 (47.8)	47 (47.1)	47	52(52.1)	55
		夜間	48 (47.8)	47 (47.1)	46	52(51.8)	45
地点 3 の住宅付近	1.2m	昼間	51 (51.1)	45 (45.2)	48	54(53.5)	55
		夜間	51 (51.1)	45 (45.2)	45	53(52.9)	45

表 12.1(6) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要					環境保全措置																																																																																																						
騒音・低周波音の発生（騒音）	自動車交通の発生（騒音）	<p>【回避・低減の観点】 予測の結果、供用時では、一般交通による騒音レベルに対し、さらに負荷をかけることになるが、その付加分は1dB未満と小さいと予測している。そのため、右に示す環境保全措置を講ずることで、騒音の発生の抑制に努めていく。 このことから、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p>【基準、目標との整合の観点】 将来交通量の騒音レベルは、一般交通による等価騒音レベルで地点5の昼間の時間帯の平均で71.2~73.5dB、夜間で69.6~71.3dB、地点6の昼間で70.7~73.8dB、夜間で69.1~71.8dBであり、自動車交通の発生が加わると地点5は昼間で71.4~73.7dB、夜間で69.9~71.7dB、地点6の昼間で71.0~74.1dB、夜間で69.6~72.3dBになると予測しており、整合を図るべき基準等である環境基準は上回り、「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度についても両地点の西側の夜間は上回った。なお、自動車交通の発生に伴う騒音レベルの増加分は、両地点ともに1dB未満である。 一般交通による騒音レベルが既に環境基準や規制基準を超えている状況に、さらに負荷をかけることになるが、右に示す騒音の発生を抑制するための環境保全措置を講ずることで、自動車交通の発生に伴う道路沿道（騒音）への影響の低減が見込めることから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。</p>					<ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するよう指導する。</li> <li>関連車両のアイドリングストップの徹底を指導する。</li> <li>関連車両の整備、点検を指導する。</li> </ul>																																																																																																						
施設の稼働（低周波音）	<p>自動車交通の発生に伴う騒音の予測結果 (<math>L_{Aeq}</math>) と基準等との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">時間区分 ※</th> <th colspan="3">等価騒音レベル (<math>L_{Aeq}</math>) (単位: dB)</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等 (単位: dB)</th> </tr> <tr> <th>将来基礎交通量</th> <th>将来交通量</th> <th>増加分</th> <th>環境基準</th> <th>要請限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地点5</td><td rowspan="2">東側</td><td>昼間</td><td>71.2</td><td>71.4</td><td>0.2</td><td>70以下</td><td>75以下</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>69.6</td><td>69.9</td><td>0.3</td><td>65以下</td><td>70以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">西側</td><td>昼間</td><td>73.5</td><td>73.7</td><td>0.2</td><td>70以下</td><td>75以下</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>71.3</td><td>71.7</td><td>0.4</td><td>65以下</td><td>70以下</td></tr> <tr> <td rowspan="4">地点6</td><td rowspan="2">東側</td><td>昼間</td><td>70.7</td><td>71.0</td><td>0.3</td><td>70以下</td><td>75以下</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>69.1</td><td>69.6</td><td>0.5</td><td>65以下</td><td>70以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">西側</td><td>昼間</td><td>73.8</td><td>74.1</td><td>0.3</td><td>70以下</td><td>75以下</td></tr> <tr> <td>夜間</td><td>71.8</td><td>72.3</td><td>0.5</td><td>65以下</td><td>70以下</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 時間区分 昼間: 6:00~22:00、夜間: 22:00~6:00</p> <p>【回避・低減の観点】 予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う低周波音により、周辺環境への影響を考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、低周波音の発生の抑制に努めていく。 このことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p>【基準、目標との整合の観点】 計画地周辺での低周波音のG特性音圧レベルは地点1~3の住宅付近で65.2~66.2dBであり、整合を図るべき基準等とした低周波音の感覚閾値（100dB）を下回った。 そのため、施設の稼働に伴う周辺環境（低周波音）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音の予測結果と基準等との比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測高さ</th> <th rowspan="2">低周波音の音圧レベル 【中心周波数63Hz】</th> <th rowspan="2">換算後の超低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)</th> <th rowspan="2">暗低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)</th> <th rowspan="2">合成低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等 (G特性)</th> </tr> <tr> <th>1.2m</th> <th>4.2m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1の住宅付近</td><td>1.2m</td><td>35.8</td><td>49.8</td><td>65.1</td><td>65.2</td><td rowspan="4">100</td></tr> <tr> <td>4.2m</td><td>35.9</td><td>49.9</td><td>65.1</td><td>65.2</td></tr> <tr> <td>地点2の住宅付近</td><td>1.2m</td><td>26.5</td><td>40.5</td><td>66.2</td><td>66.2</td></tr> <tr> <td>地点3の住宅付近</td><td>1.2m</td><td>30.3</td><td>44.3</td><td>65.7</td><td>65.7</td></tr> </tbody> </table>							予測地点	位置	時間区分 ※	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (単位: dB)			整合を図るべき基準等 (単位: dB)		将来基礎交通量	将来交通量	増加分	環境基準	要請限度	地点5	東側	昼間	71.2	71.4	0.2	70以下	75以下	夜間	69.6	69.9	0.3	65以下	70以下	西側	昼間	73.5	73.7	0.2	70以下	75以下	夜間	71.3	71.7	0.4	65以下	70以下	地点6	東側	昼間	70.7	71.0	0.3	70以下	75以下	夜間	69.1	69.6	0.5	65以下	70以下	西側	昼間	73.8	74.1	0.3	70以下	75以下	夜間	71.8	72.3	0.5	65以下	70以下	予測地点	予測高さ	低周波音の音圧レベル 【中心周波数63Hz】	換算後の超低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)	暗低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)	合成低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)	整合を図るべき基準等 (G特性)		1.2m	4.2m	地点1の住宅付近	1.2m	35.8	49.8	65.1	65.2	100	4.2m	35.9	49.9	65.1	65.2	地点2の住宅付近	1.2m	26.5	40.5	66.2	66.2	地点3の住宅付近	1.2m	30.3	44.3	65.7	65.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は、堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるように指導する。</li> <li>屋外に設置する設備機器は、住宅等の分布に配慮した配置計画を検討するよう指導する。</li> <li>計画地の周囲に幅15mの緩衝緑地を設け、建物と周辺地域との離隔を確保する。</li> </ul>
予測地点	位置	時間区分 ※	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) (単位: dB)			整合を図るべき基準等 (単位: dB)																																																																																																							
			将来基礎交通量	将来交通量	増加分	環境基準	要請限度																																																																																																						
地点5	東側	昼間	71.2	71.4	0.2	70以下	75以下																																																																																																						
		夜間	69.6	69.9	0.3	65以下	70以下																																																																																																						
	西側	昼間	73.5	73.7	0.2	70以下	75以下																																																																																																						
		夜間	71.3	71.7	0.4	65以下	70以下																																																																																																						
地点6	東側	昼間	70.7	71.0	0.3	70以下	75以下																																																																																																						
		夜間	69.1	69.6	0.5	65以下	70以下																																																																																																						
	西側	昼間	73.8	74.1	0.3	70以下	75以下																																																																																																						
		夜間	71.8	72.3	0.5	65以下	70以下																																																																																																						
予測地点	予測高さ	低周波音の音圧レベル 【中心周波数63Hz】	換算後の超低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)	暗低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)	合成低周波音 【1~80Hz以下】 (G特性)	整合を図るべき基準等 (G特性)																																																																																																							
						1.2m	4.2m																																																																																																						
地点1の住宅付近	1.2m	35.8	49.8	65.1	65.2	100																																																																																																							
	4.2m	35.9	49.9	65.1	65.2																																																																																																								
地点2の住宅付近	1.2m	26.5	40.5	66.2	66.2																																																																																																								
地点3の住宅付近	1.2m	30.3	44.3	65.7	65.7																																																																																																								

表 12.1(7) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																	
振動	建設機械の稼働（振動）	<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、工事中における建設機械の稼働に伴う振動により、周辺環境（振動）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、振動の発生の抑制に努めていく。            このことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            建設機械の稼働（特定建設作業振動）に伴う敷地境界での振動レベル（<math>L_{10}</math>）は42～51dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。            そのため、建設機械の稼働に伴う周辺環境（振動）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（<math>L_{10}</math>）と基準等との比較</b>            単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>振動レベル（<math>L_{10}</math>）</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1の住宅に面する敷地境界</td> <td>51 (51.1)</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>地点2の住宅に面する敷地境界</td> <td>42 (41.8)</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>地点3の住宅に面する敷地境界</td> <td>51 (50.6)</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	振動レベル（ $L_{10}$ ）	整合を図るべき基準等	地点1の住宅に面する敷地境界	51 (51.1)	75	地点2の住宅に面する敷地境界	42 (41.8)	75	地点3の住宅に面する敷地境界	51 (50.6)	75	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は、低振動型の建設機械を使用するように努める。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>																																																					
予測地点	振動レベル（ $L_{10}$ ）	整合を図るべき基準等																																																																		
地点1の住宅に面する敷地境界	51 (51.1)	75																																																																		
地点2の住宅に面する敷地境界	42 (41.8)	75																																																																		
地点3の住宅に面する敷地境界	51 (50.6)	75																																																																		
資材運搬等の車両の走行（振動）		<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、工事中における資材運搬等の車両の走行に伴う振動により、道路沿道（振動）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、振動の発生の抑制に努めていく。            このことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            工事中交通量の振動レベルは昼夜を通じて地点5で57.7～63.8dB、地点6で52.6～56.4dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。            そのため、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道（振動）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果（<math>L_{10}</math>）と基準等との比較</b>            単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">時間区分*</th> <th rowspan="2">振動レベルが最大となる時間帯</th> <th colspan="3">振動レベル（<math>L_{10}</math>）</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>工事中基礎交通量</th> <th>工事中交通量</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地点5</td> <td rowspan="2">東側</td> <td>昼間</td> <td>13:00～14:00</td> <td>62.4</td> <td>62.5</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7:00～8:00</td> <td>57.7</td> <td>57.7</td> <td>0.0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西側</td> <td>昼間</td> <td>13:00～14:00</td> <td>63.7</td> <td>63.8</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7:00～8:00</td> <td>58.9</td> <td>58.9</td> <td>0.0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地点6</td> <td rowspan="2">東側</td> <td>昼間</td> <td>13:00～14:00</td> <td>55.1</td> <td>55.2</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7:00～8:00</td> <td>52.6</td> <td>52.6</td> <td>0.0</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西側</td> <td>昼間</td> <td>13:00～14:00</td> <td>56.3</td> <td>56.4</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>7:00～8:00</td> <td>53.9</td> <td>53.9</td> <td>0.0</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 時間区分 昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～8:00</p>	予測地点	位置	時間区分*	振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル（ $L_{10}$ ）			整合を図るべき基準等	工事中基礎交通量	工事中交通量	増加分	地点5	東側	昼間	13:00～14:00	62.4	62.5	0.1	65	夜間	7:00～8:00	57.7	57.7	0.0	60	西側	昼間	13:00～14:00	63.7	63.8	0.1	65	夜間	7:00～8:00	58.9	58.9	0.0	60	地点6	東側	昼間	13:00～14:00	55.1	55.2	0.1	65	夜間	7:00～8:00	52.6	52.6	0.0	60	西側	昼間	13:00～14:00	56.3	56.4	0.1	65	夜間	7:00～8:00	53.9	53.9	0.0	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬車等の車両の計画的、かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。</li> <li>資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> </ul>
予測地点	位置	時間区分*					振動レベルが最大となる時間帯	振動レベル（ $L_{10}$ ）			整合を図るべき基準等																																																									
			工事中基礎交通量	工事中交通量	増加分																																																															
地点5	東側	昼間	13:00～14:00	62.4	62.5	0.1	65																																																													
		夜間	7:00～8:00	57.7	57.7	0.0	60																																																													
	西側	昼間	13:00～14:00	63.7	63.8	0.1	65																																																													
		夜間	7:00～8:00	58.9	58.9	0.0	60																																																													
地点6	東側	昼間	13:00～14:00	55.1	55.2	0.1	65																																																													
		夜間	7:00～8:00	52.6	52.6	0.0	60																																																													
	西側	昼間	13:00～14:00	56.3	56.4	0.1	65																																																													
		夜間	7:00～8:00	53.9	53.9	0.0	60																																																													
施設の稼働（振動）		<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、供用時の施設の稼働に伴う振動により、周辺環境（振動）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、振動の発生抑制等に努めていく。            このことから、施設の稼働に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            施設（特定工場等）の稼働に伴う敷地境界での振動レベル（<math>L_{10}</math>）は49～54dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。            そのため、施設の稼働に伴う周辺環境（振動）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>施設の稼働に伴う振動の予測結果（<math>L_{10}</math>）と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>振動レベル（<math>L_{10}</math>）(単位：dB)</th> <th>整合を図るべき基準等(単位：dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点2の住宅に面する敷地境界</td> <td>昼間</td> <td>49 (49.2)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>49 (49.2)</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点3の住宅に面する敷地境界</td> <td>昼間</td> <td>54 (53.8)</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>54 (53.8)</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	時間区分	振動レベル（ $L_{10}$ ）(単位：dB)	整合を図るべき基準等(単位：dB)	地点2の住宅に面する敷地境界	昼間	49 (49.2)	60	夜間	49 (49.2)	55	地点3の住宅に面する敷地境界	昼間	54 (53.8)	60	夜間	54 (53.8)	55	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対しては振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。</li> <li>計画地の周囲に幅15mの緩衝緑地を設け、建物と周辺地域との離隔を確保する。</li> </ul>																																															
予測地点	時間区分	振動レベル（ $L_{10}$ ）(単位：dB)	整合を図るべき基準等(単位：dB)																																																																	
地点2の住宅に面する敷地境界	昼間	49 (49.2)	60																																																																	
	夜間	49 (49.2)	55																																																																	
地点3の住宅に面する敷地境界	昼間	54 (53.8)	60																																																																	
	夜間	54 (53.8)	55																																																																	

表 12.1(8) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																																																					
振動	自動車交通の発生（振動）	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 予測の結果、供用時の自動車交通の発生に伴う振動により、道路沿道（振動）への影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、振動の発生の抑制に努めていく。 のことから、自動車交通の発生に伴う振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 将来交通量の振動レベルの最大値は、地点5では昼間で66.3dB、夜間で63.9であり、整合を図るべき基準等を上回ったが、地点6では昼間が58.5dB、夜間が55.8dBであり、整合を図るべき基準等を下回った。なお、地点5における自動車交通の発生に伴う振動レベルの増加分は、最大で0.2dBである。 しかし、右に示す振動の発生を抑制するための環境保全措置を講ずることで、自動車交通の発生に伴う道路沿道（振動）への影響の低減が見込めることから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車交通の発生に伴う振動の予測結果 (<math>L_{10}</math>) と基準等との比較</b> 単位 : dB</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">時間区分 ※</th> <th rowspan="2">振動レベル が最大となる時間帯</th> <th colspan="3">振動レベル (<math>L_{10}</math>)</th> <th rowspan="2">整合を 図るべき 基準等</th> </tr> <tr> <th>将来基礎 交通量</th> <th>将来 交通量</th> <th>増加分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地点5</td> <td>東側</td> <td>昼間</td> <td>12:00～13:00</td> <td>64.8</td> <td>64.9</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>6:00～7:00</td> <td>62.4</td> <td>62.6</td> <td>0.2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>昼間</td> <td>12:00～13:00</td> <td>66.2</td> <td>66.3</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>6:00～7:00</td> <td>63.8</td> <td>63.9</td> <td>0.1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地点6</td> <td>東側</td> <td>昼間</td> <td>12:00～13:00</td> <td>56.9</td> <td>57.0</td> <td>0.1</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>6:00～7:00</td> <td>54.3</td> <td>54.5</td> <td>0.2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>西側</td> <td>昼間</td> <td>12:00～13:00</td> <td>58.3</td> <td>58.5</td> <td>0.2</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>6:00～7:00</td> <td>55.6</td> <td>55.8</td> <td>0.2</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 時間区分 昼間 : 8:00～19:00、夜間 : 19:00～8:00</p>	予測地点	位置	時間区分 ※	振動レベル が最大となる時間帯	振動レベル ( $L_{10}$ )			整合を 図るべき 基準等	将来基礎 交通量	将来 交通量	増加分	地点5	東側	昼間	12:00～13:00	64.8	64.9	0.1	65		夜間	6:00～7:00	62.4	62.6	0.2	60	西側	昼間	12:00～13:00	66.2	66.3	0.1	65		夜間	6:00～7:00	63.8	63.9	0.1	60	地点6	東側	昼間	12:00～13:00	56.9	57.0	0.1	65		夜間	6:00～7:00	54.3	54.5	0.2	60	西側	昼間	12:00～13:00	58.3	58.5	0.2	65		夜間	6:00～7:00	55.6	55.8	0.2	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両の計画的、かつ効率的な物流計画を検討するよう指導する。</li> <li>関連車両の整備、点検を指導する。</li> </ul>
予測地点	位置	時間区分 ※					振動レベル が最大となる時間帯	振動レベル ( $L_{10}$ )			整合を 図るべき 基準等																																																													
			将来基礎 交通量	将来 交通量	増加分																																																																			
地点5	東側	昼間	12:00～13:00	64.8	64.9	0.1	65																																																																	
		夜間	6:00～7:00	62.4	62.6	0.2	60																																																																	
	西側	昼間	12:00～13:00	66.2	66.3	0.1	65																																																																	
		夜間	6:00～7:00	63.8	63.9	0.1	60																																																																	
地点6	東側	昼間	12:00～13:00	56.9	57.0	0.1	65																																																																	
		夜間	6:00～7:00	54.3	54.5	0.2	60																																																																	
	西側	昼間	12:00～13:00	58.3	58.5	0.2	65																																																																	
		夜間	6:00～7:00	55.6	55.8	0.2	60																																																																	
悪臭	施設の稼働	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 予測の結果、供用時における施設の稼働に伴う悪臭の影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、悪臭の発生抑制に努める。 のことから、施設の稼働に伴う周辺環境（悪臭）への影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 施設の稼働に伴う臭気指数は、最大着地濃度出現地点における臭気指数が10未満であり、整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、施設の稼働に伴う周辺環境（悪臭）への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>施設の稼働に伴う臭気指数の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>臭気指数の最大着地濃度</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画地南南東側 敷地境界から約660m (土地利用: 水田)</td> <td>10未満 (6.8)</td> <td>18以下</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	臭気指数の最大着地濃度	整合を図るべき基準等	計画地南南東側 敷地境界から約660m (土地利用: 水田)	10未満 (6.8)	18以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対して悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止に努めるように指導する。</li> </ul>																																																															
予測地点	臭気指数の最大着地濃度	整合を図るべき基準等																																																																						
計画地南南東側 敷地境界から約660m (土地利用: 水田)	10未満 (6.8)	18以下																																																																						
水質	造成等の工事	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 予測の結果、造成等の工事中における降雨による濁水や工事中のコンクリート工事等によるアルカリ排水による公共用水域の水質の影響が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、濁水及びアルカリ排水の計画地外への排出抑制に努める。 のことから、本事業が公共用水域の水質に与える影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 本事業の工事中においては、仮設沈砂池の設置、並びに水質を確認したうえでの排水を行うことなどの環境保全措置を徹底することで、仮設沈砂池（調整池整備後は調整池）から放流する排水のSSは、整合を図るべき基準等の範囲内（180mg/L（日間平均150mg/L））にすることができると考える。 また、コンクリート工事等によるアルカリ排水については、できる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える等の措置により、排水の水素イオン濃度を整合を図るべき基準等の範囲内（5.8以上8.6以下）に低減することができると考える。 これらのことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>濁水は、仮設水路を設けて仮設沈砂池（調整池整備後は調整池）に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、水質を確認したうえで、放流水路（庄内領用悪水路）の水位に配慮しながら、本事業で再整備する1号水路（庄内領用悪水路の一部）にポンプアップ排水する。</li> <li>造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。</li> <li>必要に応じて仮設沈砂池（調整池整備後は調整池）には濁水処理設備（中和処理設備）を設置する。</li> <li>セメント系固化材による土壤改良を行う場合については、可能な限り低アルカリ性で、環境付加の小さい固化材を採用していく。</li> <li>コンクリート製品は可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。</li> </ul>																																																																					

表 12.1(9) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置											
水象	造成地の存在・施設の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b>          計画地の現状は主として農耕地（水田）であり、本事業の実施に伴う土地の改変により、計画地内の平均流出係数が変化し、雨水流出の増加が想定されるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、雨水流出による放流先の排水路の流量及び水位へ及ぼす影響を低減に努める。          このことから、造成地及び施設の存在による調整池からの放流先の排水路の流量及び水位に与える影響は、事業者の実行可能な範囲で低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>          本事業で整備する調整池は、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」（平成 18 年 3 月、埼玉県条例第 20 号）に基づき算定される必要調整容量（38,426 m<sup>3</sup>以上）を上回る容量を計画している。          また、調整池からの放流量は、放流先である庄内領用悪水路の現況流下能力（許容最大放流量：0.185 m<sup>3</sup>/s）を下回る計画放流量となる構造を計画している。          これらのことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p> <p><b>土地の改変に伴う調整池容量及び放流量の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th colspan="2">予測結果</th><th>整合を図るべき基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地の改変に伴う流出係数の変化、排水路の流量及び水位の変化の程度</td><td>調整池容量</td><td>約 40,094 m<sup>3</sup></td><td>38,426 m<sup>3</sup>以上</td></tr> <tr> <td>放流量</td><td>0.181088 m<sup>3</sup>/s</td><td>0.185 m<sup>3</sup>/s 以下</td></tr> </tbody> </table>	項目	予測結果		整合を図るべき基準等	土地の改変に伴う流出係数の変化、排水路の流量及び水位の変化の程度	調整池容量	約 40,094 m <sup>3</sup>	38,426 m <sup>3</sup> 以上	放流量	0.181088 m <sup>3</sup> /s	0.185 m <sup>3</sup> /s 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の路盤は雨水が浸透しやすい素材又は構造とする。</li> <li>進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透樹の整備を要請する。</li> <li>事業区域内で流出する雨水は、すべて調整池内に導き、一時貯留した後、各河川の比流量を下回る計画で放流する。</li> <li>造成により出現する裸地では、緑化を推進するとともに、その維持に努め、降雨流出量の発生を抑制する。</li> </ul>
項目	予測結果		整合を図るべき基準等											
土地の改変に伴う流出係数の変化、排水路の流量及び水位の変化の程度	調整池容量	約 40,094 m <sup>3</sup>	38,426 m <sup>3</sup> 以上											
	放流量	0.181088 m <sup>3</sup> /s	0.185 m <sup>3</sup> /s 以下											
水象	造成地の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b>          計画地の現状は主として農耕地（水田）であり、本事業の実施に伴う土地の改変により、計画地内の平均流出係数が変化し、雨水流出の増加が想定されるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、地下水位の変化や地下水脈の分断の要因をなくすよう努める。          このことから、土地の改変に伴う地下水位への影響や地下水脈の分断のおそれは、事業者の実行可能な範囲で低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>          本事業においては、右に示す環境保全措置を実施していくことで造成地・施設の存在に伴う地下水位への影響や地下水脈の分断のおそれに対しては、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p> <p><b>造成地の存在に伴う水象（地下水）の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>予測結果</th><th>整合を図るべき基準・目標等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水位の変化の程度</td><td>計画地内の浸透能力が減少するものの、計画地周辺の広域の土地利用に大きな変化が想定されないことから、本事業の実施による計画地付近の地下水の利用に対する影響は小さいと予測する。</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置を推進し、水循環系の健全化を図る。</li> <li>雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の潤養を図る。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>地下水脈の分断のおそれ</td><td>盛土部の分譲用地において、進出企業の計画建物に地下構造物が伴うことは想定しにくいことなどから、計画地付近の地下水脈の分断のおそれはほとんどないものと予測する。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等	地下水位の変化の程度	計画地内の浸透能力が減少するものの、計画地周辺の広域の土地利用に大きな変化が想定されないことから、本事業の実施による計画地付近の地下水の利用に対する影響は小さいと予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置を推進し、水循環系の健全化を図る。</li> <li>雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の潤養を図る。</li> </ul>	地下水脈の分断のおそれ	盛土部の分譲用地において、進出企業の計画建物に地下構造物が伴うことは想定しにくいことなどから、計画地付近の地下水脈の分断のおそれはほとんどないものと予測する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透樹の整備を要請する。</li> <li>進出企業に対し、地下構造物の設置や大深度の掘削は行わないよう指導する。</li> <li>進出企業に対し、緩衝緑地の維持管理の指導、要請等を行う。</li> <li>歩道の路盤は雨水が浸透しやすい素材又は構造とする。</li> </ul>		
項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等												
地下水位の変化の程度	計画地内の浸透能力が減少するものの、計画地周辺の広域の土地利用に大きな変化が想定されないことから、本事業の実施による計画地付近の地下水の利用に対する影響は小さいと予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置を推進し、水循環系の健全化を図る。</li> <li>雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の潤養を図る。</li> </ul>												
地下水脈の分断のおそれ	盛土部の分譲用地において、進出企業の計画建物に地下構造物が伴うことは想定しにくいことなどから、計画地付近の地下水脈の分断のおそれはほとんどないものと予測する。													

表 12.1(10) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																			
土壤	造成等の工事	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 本事業では、使用する盛土材について、搬入前に土の素性を明らかにするとともに、土壤汚染の有無を確認するなどの右に示す環境保全措置を講ずることで搬入土壤による影響の未然防止に努める。 このことから、造成等の工事により計画地及び周辺の土壤に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 造成等の工事による影響については、右に示すとおり、土壤汚染を回避することから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>造成等の工事に伴う土壤の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準・目標等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等の工事に伴う土壤への影響</td> <td> <p>盛土材については、そのほとんどを計画地外からの搬入土とする計画である。この搬入土は、搬入前に土の素性を明らかにするとともに、土壤汚染の有無を確認した上で、安全な土壤を使用する計画としている。 これらのことから、工事の実施中及び完了後において計画地内の土壤から汚染が生じることはないと予測する。 また、造成等の工事にあたっては、調整池の整備に伴い発生する掘削土は計画地内の盛土材として再利用することとし、原則、計画地外への土壤搬出は行わない計画である。</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)</li> <li>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等	造成等の工事に伴う土壤への影響	<p>盛土材については、そのほとんどを計画地外からの搬入土とする計画である。この搬入土は、搬入前に土の素性を明らかにするとともに、土壤汚染の有無を確認した上で、安全な土壤を使用する計画としている。 これらのことから、工事の実施中及び完了後において計画地内の土壤から汚染が生じることはないと予測する。 また、造成等の工事にあたっては、調整池の整備に伴い発生する掘削土は計画地内の盛土材として再利用することとし、原則、計画地外への土壤搬出は行わない計画である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)</li> <li>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入前に土の素性を明らかにするとともに、土壤汚染の有無を確認する。</li> <li>第3種建設発生土以上の搬入土の使用に努める。</li> <li>掘削土は計画地内の盛土材として再利用し、計画地外への土壤搬出は行わない。</li> </ul>													
項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等																				
造成等の工事に伴う土壤への影響	<p>盛土材については、そのほとんどを計画地外からの搬入土とする計画である。この搬入土は、搬入前に土の素性を明らかにするとともに、土壤汚染の有無を確認した上で、安全な土壤を使用する計画としている。 これらのことから、工事の実施中及び完了後において計画地内の土壤から汚染が生じることはないと予測する。 また、造成等の工事にあたっては、調整池の整備に伴い発生する掘削土は計画地内の盛土材として再利用することとし、原則、計画地外への土壤搬出は行わない計画である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)</li> <li>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)</li> </ul>																				
地盤	造成地の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 予測では、計画地内において平均37.2cmの圧密沈下の発生を予測したため、盛土後の放置期間をできるだけ確保した工事工程を検討するなどの右に示す環境保全措置を講ずることで造成完了後の変形防止に努める。 また、本事業では工事中、供用時とともに地下水採取を行わず、水循環の健全化・地盤環境の保全に努める。 これらのことから、軟弱地盤に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 整合を図るべき基準等と予測結果との比較は以下に示すとおりであり、本事業による軟弱地盤上への盛土等による地盤の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>軟弱地盤上への盛土に伴う地盤の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">予測結果・環境保全措置</th> <th>整合を図るべき基準・目標等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度</td> <td></td> <td>圧密度80%に達する必要期間</td> <td>盛土後、造成工事完了までの期間</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>造成工事完了時点で80%以上の圧密度を確保すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>1号画地</td> <td>約2ヶ月</td> <td>約5ヶ月</td> </tr> <tr> <td>2号画地</td> <td>約4ヶ月</td> <td>約9ヶ月</td> </tr> <tr> <td>4号画地</td> <td>約7ヶ月</td> <td>約11ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果・環境保全措置			整合を図るべき基準・目標等	軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度		圧密度80%に達する必要期間	盛土後、造成工事完了までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成工事完了時点で80%以上の圧密度を確保すること</li> </ul>	1号画地	約2ヶ月	約5ヶ月	2号画地	約4ヶ月	約9ヶ月	4号画地	約7ヶ月	約11ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計時には、圧密沈下の促進を念頭において対策工を検討する。</li> <li>盛土後の放置期間をできるだけ確保した工事工程の検討を行う。</li> <li>工事中は計画地内の圧密沈下の状況を定期的に把握するとともに、周辺の共下がりの発生有無についても確認する。</li> <li>進出企業に対し、圧密沈下量を想定した建築工事計画を立てるよう、助言・指導する。</li> <li>工事中、供用時とともに地下水採取は行わない。</li> </ul>
項目	予測結果・環境保全措置			整合を図るべき基準・目標等																		
軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度		圧密度80%に達する必要期間	盛土後、造成工事完了までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成工事完了時点で80%以上の圧密度を確保すること</li> </ul>																		
1号画地	約2ヶ月	約5ヶ月																				
2号画地	約4ヶ月	約9ヶ月																				
4号画地	約7ヶ月	約11ヶ月																				

表 12.1(11) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
動物 建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事	建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、渦水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響の可能性も考えられるが、右に示すとおり、工区ごとの段階施工の実施、ロードキル等に対する配慮、工事開始前に可能な限り見つけ捕りを行い、計画地外に放野すること、仮設沈砂池の設置、造成箇所への降雨による土砂流出防止策の実施、建設機械等からの騒音・振動の発生抑制及び夜間照明の低減といった環境保全措置を講ずることで、これら影響の低減に努める。  このことから、工事中における動物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと評価する。	【回避・低減の観点】  【基準、目標との整合の観点】  本事業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響は小さくはないものの、右に示す環境保全措置に努め、事業者の実行可能な範囲で移動経路の分断や雨水排水放流水路の水質の変化、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の動物種や保全すべき動物種の生息に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全すべき種をはじめ、移動能力が高い種の改変区域外への移動を容易にするために工区ごとに段階施工を行う。</li> <li>資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう指導する。</li> <li>保全すべき動物種については、工事開始前に可能な限り見つけ捕りを行い、計画地外の河川敷や、計画区域より上流側の水路等に放野することにより、工事中の個体の生息の保全を図る。</li> <li>工事中に発生する渦水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排出する。</li> <li>造成箇所は、速やかに転圧等を行ふとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。</li> <li>造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努める。</li> <li>資材運搬に使用する車両は計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないよう配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底する。</li> <li>工事時間は原則として 8 時から 18 時とし、照明の使用は極力減らす。</li> </ul>

## 工事中の予測結果と基準等との比較

項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等
工事による影響	<p>①計画地内への影響の程度 造成工事により、計画地の動物の生息環境は改変される。土工事は段階的に実施していくことから、移動能力の高い動物種については、計画地外や工事未着手範囲へ逃避するものと予測する。また、移動能力の低い動物種については、その個体数を減少させるものと予測する。 そのほか、交通量の増加等による動物の移動経路の分断、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、渦水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響を及ぼす可能性があると予測する。</p> <p>②計画地外への影響の程度 交通量の増加等による撲死（ロードキル）の頻度の増加のほか、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、渦水流出による水路等の水質の変化及び夜間照明による光環境の変化に伴う計画地付近の生息環境の回避などの間接的な影響を及ぼす可能性があると予測する。 また、移動能力の高い動物種については、これらの影響により計画地付近から逃避すると考えられるため、移動先では、同種個体群との生息バランスに影響を及ぼす可能性があると予測する。</p>	<p>・計画地を利用する動物種への影響の低減を図ること ・計画地周辺に生息する種への影響の低減を図ること。</p>

表 12.1(12) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
動物	造成地の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b></p> <p>動物に関する環境保全措置は、右に示すとおりである。</p> <p>保全すべき動物種の生息環境の消失を回避するため、水田、畑、放棄水田・放棄畠及び屋敷林等の計画地の環境を、事業者が実行可能な範囲で残存できるかの検討を行ったが、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であったため、代償措置として、湿性環境の整備を検討した。1号水路の水際及び公園の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を整備することにより、水辺を利用する爬虫類や両生類、魚類、底生動物の生息環境の創出につながるものと考える。</p> <p>また、屋敷林の環境の代償措置として、公園や緩衝緑地の整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成 18 年 10 月、埼玉県)を踏まえて、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画であるとともに、植栽植物の選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(平成 18 年 3 月、埼玉県)を踏まえて、地域の在来植物の中から、食餌木を積極的に選定することで、その生長に伴って動物の利用が多くなると考えられる。夏鳥や冬鳥の渡り時に一時的に留まる可能性があることや、計画地外の河川敷等を利用している留鳥の良好な生息環境となることも考えられる。昆虫類に対しては、花木がチョウ類やクモ類等を集められるものと考える。在来の植物の種数及び植生の回復が期待できるとともに、動物の良好な生息環境となることが考えられる。</p> <p>各企業用地内は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和 54 年 3 月、埼玉県条例第 10 号)、あるいは「工場立地法」(昭和 34 年 3 月、法律第 24 号)に基づき、事業用地内的一部がさらに緑化されるため、その生長とともにホンドタヌキ等の中型哺乳類の移動経路としての利用も考えられる。</p> <p>これらの環境保全措置を講ずることにより、供用後の動物への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で低減または代償措置が図られていると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b></p> <p>本事業の供用時においては、事業実施に伴う影響は小さくはないものの、動物への影響に対する低減、代償を目的とした右に示す環境保全措置を徹底することで、事業特性を踏まえた事業者の実行可能な範囲で湿性環境や、公園・緩衝緑地等の緑地など、地域の動物種や保全すべき動物種の生息環境となり得る環境を整備することから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タガメ等の走光性のある昆虫類への影響を考慮し、供用時は、計画地の外周に設ける緩衝緑地等により、夜間照明からの光の漏洩を抑制する。</li> <li>・「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。</li> <li>・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」も基づく必要な緑化面積を確保する。</li> <li>・植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出するよう要請する。</li> <li>・1号水路の水際及び公園の一部に、傾斜の緩やかな水湿地を整備する。</li> <li>・計画地の外周に緩衝緑地を設け、維持管理することにより、動物種の移動経路に寄与する。</li> </ul>

## 供用時の予測結果と基準等との比較

項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等
供用による影響	<p>①計画地内への影響の程度</p> <p>1号水路の水際及び公園の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を整備する計画であることから、計画地に保全すべき種の生息環境は代償されると予測する。</p> <p>また、現在、計画地では、樹林地は僅かに存在する程度であるが、本事業において新たに公園や緩衝緑地を整備する計画であり、その整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成 18 年 10 月、埼玉県)に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画としている。樹種選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(平成 18 年 3 月、埼玉県)を踏まえ、地域の風景になじむ樹木(在来種)を極力選定するほか、陽樹、陰樹、耐湿性など、樹木ごとの特性にも配慮していく計画であることから、動物の生息環境が回復するものと予測する。</p> <p>②計画地内への影響の程度</p> <p>交通量の増加等による動物の移動経路の分断、施設の稼働による騒音・振動の発生、濁水流による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響を及ぼす可能性があると予測する。</p>	<p>「埼玉県環境基本計画(第4次)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの県民が生物多様性の重要性を認識し、稀少野生動植物の保護による個体数の増加や増えすぎた野生動植物の個体数管理なども進み、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造されています。</li> </ul> <p>「第4次埼玉県国土利用計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の有効利用</li> <li>・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・安心・安全な県土利用</li> </ul> <p>「埼玉県5か年計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの再生(身近な緑の保全・創造・活用)</li> </ul> <p>「埼玉県広域緑地計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴とする緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>「まちづくり埼玉プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と自然・田園との共生</li> </ul> <p>「埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園空間に配慮した緑地の創出(屋敷林のイメージ)</li> </ul> <p>「杉戸町緑の基本計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉戸町の緑の特徴を示す田園風景を積極的に保全・活用する。</li> <li>・身近な水辺環境を、より親しめる自然豊かな緑の環境として活用する。</li> <li>・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全する。</li> <li>・身近に利用できる公園・緑地を提供する。</li> <li>・住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目標とする。</li> </ul>

表 12.1(13) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
植物	造成等の工事	<p><b>【回避・低減の観点】</b>            保全すべき種の主な生育地である水田については、事業者の実行可能な範囲で残存が可能か検討したが、回避及び低減措置を行うことは困難である。            そのため、本事業では、代償措置として、保全すべき種の生育環境である湿性環境を整備し、その環境やその他、類似環境へ保全すべき種の移植を実施することとした。            また、造成等の工事中における降雨による濁水等が、放流水路沿いの湿性環境へ影響を及ぼす可能性が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、濁水発生の抑制が可能と考える。            このことから、工事中における植物へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            本事業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響は小さくはないものの、右に示す環境保全措置を徹底することで、事業者の実行可能な範囲で雨水排水放流水路の水質の変化に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全すべき種を整備する湿性環境やその他、類似環境へ移植する。</li> <li>工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排出する。</li> <li>造成箇所は、速やかに転圧等を行ふとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。</li> </ul>

## 工事中の予測結果と基準等との比較

項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等
工事による影響	<p>■保全すべき植物種と植物群落の生育環境の変化            ①計画地内への影響の程度            造成工事により、計画地の植物種及び植物群落の生育環境は改変される。そのため、計画地の個体及び群落の消失や面積減少といった直接的な影響があると予測する。そのほか、濁水流による水路等の水質の変化による間接的な影響も想定される。</p> <p>②計画地外への影響の程度            造成工事中は、仮設沈砂池等を整備し、濁水等の放流を抑制する計画としているものの、水質の変化から、放流水路（庄内領用悪水路）沿いの湿性環境に影響を及ぼす可能性があると予測する。</p> <p>■植物群落の面積と緑の量の変化            本事業の実施に伴う造成工事により、水田、オギ群落等が減少し、0.80ha(3.4%)の緑の量は一時的になくなる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全すべき種への影響の低減を図ること。</li> <li>計画地周辺に生育する種への影響の低減を図ること。</li> </ul>

表 12.1(14) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
植物	造成地の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b></p> <p>植物に関する環境保全措置は、右に示すとおりである。</p> <p>保全すべき種と植物群落を含む計画地の植物の生育環境の消失を回避するため、水田、畑、放棄水田・放棄畑及び屋敷林等の計画地の環境を、事業者が実行可能な範囲で残存できるかの検討を行ったが、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難と考えた。</p> <p>そのため、代償措置として、保全すべき種の生育環境である湿性環境を整備し、その環境と計画地周辺等へ計画地に生育する保全すべき種の移植を検討した。1号水路の水際及び公園の一部に、傾斜の緩やかな水湿地を整備することにより、水湿地に生育する保全すべき種の生育環境の創出につながるものと考える。</p> <p>また、公園や緩衝緑地の整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく。樹種選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(平成18年3月、埼玉県)を踏まえ、地域の風景になじむ樹木(在来種)を極力選定する計画であることから、在來の植物の種数及び植生の回復も期待できることから、在來の植物への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者として実行可能な範囲で代償措置が図れると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b></p> <p>本事業の供用時においては、事業実施に伴う影響は小さくはないものの、植物への影響に対する低減、代償を目的とした右に示す環境保全措置を徹底することで、事業特性を踏まえた事業者の実行可能な範囲で湿性環境や、公園・緩衝緑地等の緑地など、地域の植物や保全すべき種の生育環境となり得る環境を整備することから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地に生育している注目すべき植物種について、計画地周辺等へ移植を行う。</li> <li>・屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく。</li> <li>・「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を中心に植栽し、生育環境を創出する。</li> <li>・1号水路の水際及び公園の一部に、傾斜の緩やかな水湿地を整備して、水湿地に生育する植物の生育環境の創出を行う。</li> <li>・植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生育環境を創出するよう要請する。</li> <li>・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」も基づく必要な緑化面積を確保する。</li> </ul>

## 供用時の予測結果と基準等との比較

項目	予測結果	整合を図るべき 基準・目標等
供用による影響	<p><b>■保全すべき植物種と植物群落の生育環境の変化</b></p> <p>①計画地内への影響の程度</p> <p>1号水路の水際及び公園の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を整備する計画であることから、計画地に保全すべき種の生育環境が回復するものと予測する。</p> <p>また、現在、計画地では、樹林地は僅かに存在する程度であるが、本事業において新たに公園や緩衝緑地を整備する計画であり、その整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画としている。樹種選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(平成18年3月、埼玉県)を踏まえ、地域の風景になじむ樹木(在来種)を極力選定する計画であることから、在來の植物の種数及び植生が回復するものと予測する。</p> <p>②計画地内への影響の程度</p> <p>進出企業の計画建物による日陰による影響を受ける可能性があると予測する。</p> <p><b>■植物群落の面積と緑の量の変化</b></p> <p>「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)等に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間を整備することで、3.64ha(15.3%)の緑の量が回復すると予測する。</p> <p>なお、各企業用地内は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年3月、埼玉県条例第10号)、あるいは「工場立地法」(昭和34年3月、法律第24号)に基づき、事業用地内の一部がさらに緑化されるものと考える。</p>	<p>「埼玉県環境基本計画(第4次)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの県民が生物多様性の重要性を認識し、稀少野生動植物の保護による個体数の増加や増えすぎた野生動植物の個体数管理なども進み、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造されています。</li> </ul> <p>「第4次埼玉県国土利用計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の有効利用</li> <li>・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・安心・安全な県土利用</li> </ul> <p>「埼玉県5か年計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの再生(身近な緑の保全・創造・活用)</li> </ul> <p>「埼玉県広域緑地計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴とする緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>「まちづくり埼玉プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と自然・田園との共生</li> </ul> <p>「埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園空間に配慮した緑地の創出(屋敷林のイメージ)</li> </ul> <p>「杉戸町緑の基本計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉戸町の緑の特徴を示す田園風景を積極的に保全・活用する。</li> <li>・身近な水辺環境を、より親しめる自然豊かな緑の環境として活用する。</li> <li>・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全する。</li> <li>・身近に利用できる公園・緑地を提供する。</li> <li>・住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目標とする。</li> </ul>

表 12.1(15) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
生態系	建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事	<p><b>【回避・低減の観点】</b>          造成等の工事にあたっては、造成や交通量の増加等による動物の移動経路の分断、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響の可能性も考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、これら影響の低減に努める。          また、水田・水路の環境類型のうち水田については、事業者の実行可能な範囲で残存が可能か検討したが、回避及び低減措置を行うことは困難である。          そのため、本事業では、代償措置として、湿性環境を整備することとした。          のことから、工事中における生態系へ及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>          本事業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響は小さくはないものの、右に示す環境保全措置に努め、事業者の実行可能な範囲で移動経路の分断や雨水排水放流水路の水質の変化、工事に伴う騒音・振動の緩和など、地域の生態系の指標となる着目種に対する配慮がなされることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動能力が高い種の改変区域外への移動を容易にするために工区ごとに段階施工を行う。</li> <li>・資材運搬等の工事関係車両の運転従事者に対して、哺乳類のロードキル等の動物への配慮をするよう指導する。</li> <li>・工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排出する。</li> <li>・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。</li> <li>・造成工事に使用する建設機械は、低騒音、低振動型の使用に努める。</li> <li>・資材運搬に使用する車両は計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないよう配慮するほか、車両の点検・整備、アイドリングストップを徹底する。</li> <li>・工事時間は原則として 8 時から 18 時とし、照明の使用は極力減らす。</li> </ul>

## 工事中の予測結果と基準等との比較

項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等
工事による影響	<p>①計画地内への影響の程度          事業に伴う造成工事により、計画地の動物、植物の生息・生育基盤である水田・水路、畑地・草地及び植栽樹木群が改変される。土工事は段階的に実施していく計画であることから、移動能力の高い動物種については、計画地外や工事未着手範囲へ逃避するものと予測する。また、移動能力の低い動物種については、その個体数が減少するものと予測する。          そのほか、交通量の増加等による動物の移動経路の分断、動物の轢死（ロードキル）の頻度の増加、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響が生じる可能性があると予測する。</p> <p>②計画地外への影響の程度          事業に伴う造成工事により、計画地外の動物、植物の生息・生育基盤である水田・水路、畑地・草地、植栽樹木群、二次林は改変されないものの、交通量の増加等による動物の轢死（ロードキル）の頻度の増加のほか、建設機械の稼働等による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化及び夜間照明による光環境の変化などの間接的な影響が生じる可能性があると予測する。          また、移動能力の高い動物種については、これらの影響により計画地付近から逃避する個体もいると考えられるため、移動先において同種個体と競争が生じる可能性があると予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着目種への影響の低減を図ること。</li> <li>・計画地周辺に生息・生育する着目種への影響の低減を図ること。</li> </ul>

表 12.1(16) 環境影響評価の概要

項目 要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
生態系 造成地 の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b></p> <p>生態系に関する環境保全措置は、右に示すとおりである。</p> <p>動物、植物の生息・生育基盤（環境類型：水田・水路、畠地・草地及び植栽樹木群）の消失を回避するため、事業者が実行可能な範囲で残存できるかの検討を行ったが、面整備事業という事業特性上、回避及び低減措置の実行は困難であったため、代償措置として、湿性環境の整備を検討した。1号水路の水際及び公園の一部に、傾斜の緩やかな水湿地を整備することにより、水湿地の動植物の生息・生育環境の創出につながるものと考える。</p> <p>また、植栽樹木群の環境の代償措置として、公園や緩衝緑地の整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」（平成 18 年 10 月、埼玉県）を踏まえて埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画であるとともに、植栽植物の選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」（平成 18 年 3 月、埼玉県）を踏まえて地域の在来種を極力選定する計画である。これらにより、在來の植物の種数及び植生の回復が期待できるとともに、動物の良好な生息環境となることが考えられる。</p> <p>各企業用地内は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和 54 年 3 月、埼玉県条例第 10 号）、あるいは「工場立地法」（昭和 34 年 3 月 法律第 24 号）に基づき、事業用地内的一部がさらに緑化されるため、時間の経過とともに良好な動物、植物の生息・生育基盤として成立するものと考えられる。</p> <p>これらのことから、工事中及び供用時の生態系への影響は、事業の特性を踏まえ、事業者として実行可能な範囲で低減または代償措置が図られていると評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b></p> <p>本事業の供用時においては、事業実施に伴う影響は小さくはないものの、生態系への影響に対する低減、代償を目的とした右に示す環境保全措置を徹底することで、事業特性を踏まえた事業者の実行可能な範囲で湿性環境や、公園・緩衝緑地等の緑地など、地域の生態系の指標となる着目種の生息・生育基盤となり得る環境を整備することから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タガメ等の走光性のある昆虫類への影響を考慮し、供用時は、計画地の外周に設ける緩衝緑地等により、夜間照明からの光の漏洩を抑制する。</li> <li>・「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（從来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を中心に植栽し、生息環境を創出する。</li> <li>・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「工場立地法」も基づく必要な緑化面積を確保する。</li> <li>・植栽木については、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」に記載される在来植物を可能な限り使用し、生息環境を創出するよう要請する。</li> <li>・1号水路の水際及び公園の一部に、傾斜の緩やかな水湿地を整備する。</li> <li>・計画地の外周に緩衝緑地を設け、維持管理することにより、動物種の移動経路に寄与する。</li> </ul>

## 供用時の予測結果と基準等との比較

項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等
供用による影響	<p>①計画地内への影響の程度</p> <p>1号水路の水際及び公園の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を整備する計画であることから、水田・水路に生育・生息する動植物（コガムシを含む）の生息・生育環境が回復するものと予測する。</p> <p>また、現在、計画地には、樹林地（屋敷林を含む）は僅かに存在する程度であるが、本事業において新たに公園や緩衝緑地を整備する計画であり、その整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」（平成 18 年 10 月、埼玉県）を踏まえて埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画であるとともに、植栽植物の選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準（在来植物による緑化推進のために）」（平成 18 年 3 月、埼玉県）を踏まえて地域の在来種を極力選定する計画であることから、在來の植物の種数、植生（屋敷林を含む）が回復するものと予測する。</p> <p>②計画地内への影響の程度</p> <p>交通量の増加等による動物の移動経路の分断、施設の稼働による騒音・振動の発生、濁水流出しによる水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響を及ぼす可能性があると予測する。</p> <p>一方、計画地の外周に設ける緩衝緑地は、計画地外の緑地との連続性の確保に寄与するものと予測する。</p>	<p>「埼玉県環境基本計画（第 4 次）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの県民が生物多様性の重要性を認識し、稀少野生動植物の保護による個体数の増加や増えすぎた野生動植物の個体数管理なども進み、多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造されています。</li> </ul> <p>「第 4 次埼玉県国土利用計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県土の有効利用</li> <li>・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用</li> <li>・安心・安全な県土利用</li> </ul> <p>「埼玉県 5 カ年計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの再生（身近な緑の保全・創造・活用）</li> </ul> <p>「埼玉県広域緑地計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉を象徴とする緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。</li> </ul> <p>「まちづくり埼玉プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と自然・田園との共生</li> </ul> <p>「埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田園空間に配慮した緑地の創出（屋敷林のイメージ）</li> </ul> <p>「杉戸町緑の基本計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉戸町の緑の特徴を示す田園風景を積極的に保全・活用する。</li> <li>・身近な水辺環境を、より親しめる自然豊かな緑の環境として活用する。</li> <li>・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全する。</li> <li>・身近に利用できる公園・緑地を提供する。</li> <li>・住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目標とする。</li> </ul>

表 12.1(17) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置												
景観	造成地の存在・施設の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b> 造成地や進出企業の施設の存在により、計画地周辺の景観資源及び主要な眺望景観については変化が考えられるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、圧迫感の緩和や周辺景観との調和等に努める。 このことから、本事業の実施に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 整合を図るべき基準等と予測結果との比較は以下に示すとおりであり、本事業の実施に伴う主要な眺望景観の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>造成地・施設の存在に伴う景観の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準・目標等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠景の眺望景観</td> <td>遠景域からは計画地はほとんど視認されない。 なお、計画段階において、建物高さについては最高限度を制限する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>中景～近景の眺望景観</td> <td>遮へい物が比較的介在しない 中景～近景の眺望景観は、広がる田園景観の中に進出企業の計画建物が新たに出現し、眺望は変化すると予測する。 計画地の外周に高木を含む緩衝緑地を整備することで、圧迫感はある程度軽減されると予測する。 緩衝緑地の整備にあたっては、計画地周辺地域に見られる屋敷林の構成を参考にして整備することで周辺の景観との調和が図れると予測する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。</li> <li>建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とする。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。</li> <li>敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建築物等のデザイン</td> <td>建物の建築にあたっては、各進出企業に対し、埼玉県景観計画の色彩等の制限基準を守るよう指導していくことで周辺の景観との調和が図れると予測する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。</li> <li>外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。</li> <li>屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。</li> <li>資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等	遠景の眺望景観	遠景域からは計画地はほとんど視認されない。 なお、計画段階において、建物高さについては最高限度を制限する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。</li> </ul>	中景～近景の眺望景観	遮へい物が比較的介在しない 中景～近景の眺望景観は、広がる田園景観の中に進出企業の計画建物が新たに出現し、眺望は変化すると予測する。 計画地の外周に高木を含む緩衝緑地を整備することで、圧迫感はある程度軽減されると予測する。 緩衝緑地の整備にあたっては、計画地周辺地域に見られる屋敷林の構成を参考にして整備することで周辺の景観との調和が図れると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。</li> <li>建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とする。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。</li> <li>敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。</li> </ul>	建築物等のデザイン	建物の建築にあたっては、各進出企業に対し、埼玉県景観計画の色彩等の制限基準を守るよう指導していくことで周辺の景観との調和が図れると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。</li> <li>外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。</li> <li>屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。</li> <li>資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業用地の外周部に高木を含む緩衝緑地を整備する。</li> <li>建物高さの最高限度は、原則 25m に制限する。</li> <li>建物は、できる限り敷地境界から離れた位置に配置するよう指導する。</li> <li>高木を含む緩衝緑地には、地域特性や計画地周辺の屋敷林の樹種構成を参考に地域に即した樹種を植栽する。</li> <li>緩衝緑地については、進出企業にその維持管理を義務づける。</li> <li>建物等のデザインは、埼玉県景観計画の色彩の制限基準を守るよう指導を徹底する。</li> </ul>
項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等													
遠景の眺望景観	遠景域からは計画地はほとんど視認されない。 なお、計画段階において、建物高さについては最高限度を制限する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。</li> </ul>													
中景～近景の眺望景観	遮へい物が比較的介在しない 中景～近景の眺望景観は、広がる田園景観の中に進出企業の計画建物が新たに出現し、眺望は変化すると予測する。 計画地の外周に高木を含む緩衝緑地を整備することで、圧迫感はある程度軽減されると予測する。 緩衝緑地の整備にあたっては、計画地周辺地域に見られる屋敷林の構成を参考にして整備することで周辺の景観との調和が図れると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。</li> <li>建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とする。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。</li> <li>敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。</li> </ul>													
建築物等のデザイン	建物の建築にあたっては、各進出企業に対し、埼玉県景観計画の色彩等の制限基準を守るよう指導していくことで周辺の景観との調和が図れると予測する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。</li> <li>外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。</li> <li>屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。</li> <li>資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。</li> </ul>													

表 12.1(18) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置						
日照阻害	施設の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、敷地境界寄りに計画建物を配置した場合、計画地周辺に日影を及ぼす可能性があると予測したが、現時点で進出企業の計画建物の位置、形状、高さは確定していないため、進出企業に対して、右に示す環境保全措置を講ずることで、施設による日影時間の短縮に努める。            このことから、施設の存在に伴う計画地周辺への日影の影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            本事業の実施に伴い生じる日影の変化の程度は、右に示す環境保全措置を講ずることで、整合を図るべき基準等との整合が図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>施設の存在に伴う日照阻害の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準・目標等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の存在に伴う日影の変化の程度</td> <td>           冬至日には、計画地北側の町道2036号線沿いと目沼グラウンドの一部、計画地東側の根用水沿いの斜面地に対し、3時間以上の日影が生じる可能性があると予測する。            なお、計画平均地盤面+3mの等時間日影図によると、計画地東側の根用水と斜面樹林を挟んだ高台上の住宅地への影響は、建物の一部に3時間未満の影がかかる家屋が見られると予測する。         </td> <td>           計画地周辺への日影に係る基準・目標等として、本事業に適用すべきものがないが、以下の内容との整合を確認する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>建築主及び近隣関係者は、中高層建築物の建築に際し紛争が生じた時は、自主的に解決するよう努めるものとする。</li> <li>建築主は、近隣関係者に対し、当該中高層建築物の建築計画及び当該中高層建築物が完成した後ににおける日照その他周辺地域の建築物に及ぼす影響について、十分説明を行うものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等	施設の存在に伴う日影の変化の程度	冬至日には、計画地北側の町道2036号線沿いと目沼グラウンドの一部、計画地東側の根用水沿いの斜面地に対し、3時間以上の日影が生じる可能性があると予測する。 なお、計画平均地盤面+3mの等時間日影図によると、計画地東側の根用水と斜面樹林を挟んだ高台上の住宅地への影響は、建物の一部に3時間未満の影がかかる家屋が見られると予測する。	計画地周辺への日影に係る基準・目標等として、本事業に適用すべきものがないが、以下の内容との整合を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築主及び近隣関係者は、中高層建築物の建築に際し紛争が生じた時は、自主的に解決するよう努めるものとする。</li> <li>建築主は、近隣関係者に対し、当該中高層建築物の建築計画及び当該中高層建築物が完成した後ににおける日照その他周辺地域の建築物に及ぼす影響について、十分説明を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地周辺の建物状況を十分理解し、予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に、周辺への日影に配慮した建物配置の検討を要請する。</li> <li>「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。</li> </ul>
項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等							
施設の存在に伴う日影の変化の程度	冬至日には、計画地北側の町道2036号線沿いと目沼グラウンドの一部、計画地東側の根用水沿いの斜面地に対し、3時間以上の日影が生じる可能性があると予測する。 なお、計画平均地盤面+3mの等時間日影図によると、計画地東側の根用水と斜面樹林を挟んだ高台上の住宅地への影響は、建物の一部に3時間未満の影がかかる家屋が見られると予測する。	計画地周辺への日影に係る基準・目標等として、本事業に適用すべきものがないが、以下の内容との整合を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築主及び近隣関係者は、中高層建築物の建築に際し紛争が生じた時は、自主的に解決するよう努めるものとする。</li> <li>建築主は、近隣関係者に対し、当該中高層建築物の建築計画及び当該中高層建築物が完成した後ににおける日照その他周辺地域の建築物に及ぼす影響について、十分説明を行うものとする。</li> </ul>							
電波障害	施設の存在	<p><b>【回避・低減の観点】</b>            予測の結果、計画地周辺の地上デジタル放送及び衛星放送の電波受信環境に及ぼす影響はほとんどないと予測したが、現時点で進出企業の計画建物の位置、形状、高さは確定していないため、進出企業に対して、右に示す環境保全措置を講ずることで、影響の解消に努める。            このことから、施設の存在による電波障害及び電波受信状況への影響は、事業者の実行可能な範囲内でさらに低減できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>            予測の結果、計画地周辺の地上デジタル放送及び衛星放送の電波受信環境に及ぼす影響はほとんどないと予測したが、現時点で進出企業の計画建物の位置、形状、高さは確定していないため、進出企業に対して、右に示すとおり、計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導していく。            このことから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>施設の存在に伴う電波障害の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準・目標等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の存在による電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○進出企業の計画建物による地上デジタル放送               <ul style="list-style-type: none"> <li>遮へい障害は、計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に地上デジタル放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。</li> <li>反射障害については、地上デジタル放送波が電気的な雑音の影響を受けにくく、反射障害に強い伝送方式を採用しているため、影響はないものと予測する。</li> </ul> </li> <li>○進出企業の計画建物による衛星放送               <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に衛星放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。</li> </ul> </li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>受信障害解消の対象範囲の確定に資するため、建築主は、建築物の工事着手以前の受信障害予測地域の受信状況及び工事中、完成後の受信障害発生地域の受信状況を調査し、その実態を把握するよう努める必要がある。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等	施設の存在による電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進出企業の計画建物による地上デジタル放送               <ul style="list-style-type: none"> <li>遮へい障害は、計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に地上デジタル放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。</li> <li>反射障害については、地上デジタル放送波が電気的な雑音の影響を受けにくく、反射障害に強い伝送方式を採用しているため、影響はないものと予測する。</li> </ul> </li> <li>○進出企業の計画建物による衛星放送               <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に衛星放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信障害解消の対象範囲の確定に資するため、建築主は、建築物の工事着手以前の受信障害予測地域の受信状況及び工事中、完成後の受信障害発生地域の受信状況を調査し、その実態を把握するよう努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導する。</li> <li>連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図るよう進出企業に指導する。</li> </ul>
項目	予測結果	整合を図るべき基準・目標等							
施設の存在による電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進出企業の計画建物による地上デジタル放送               <ul style="list-style-type: none"> <li>遮へい障害は、計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に地上デジタル放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。</li> <li>反射障害については、地上デジタル放送波が電気的な雑音の影響を受けにくく、反射障害に強い伝送方式を採用しているため、影響はないものと予測する。</li> </ul> </li> <li>○進出企業の計画建物による衛星放送               <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に衛星放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信障害解消の対象範囲の確定に資するため、建築主は、建築物の工事着手以前の受信障害予測地域の受信状況及び工事中、完成後の受信障害発生地域の受信状況を調査し、その実態を把握するよう努める必要がある。</li> </ul>							

表 12.1(19) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																											
廃棄物等	造成等の工事	<p><b>【排出抑制の観点】</b>          本事業では、造成等の工事に伴い建設廃棄物の排出が考えられるが、右に示すとおり、工事中に生ずる建設廃棄物について、工事手法の工夫等による排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理を指導していくことで廃棄物の排出抑制や再利用等の促進に努める。          このことから、造成等の工事に伴う廃棄物等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で抑制できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b>          整合を図るべき基準等と予測結果との比較は以下に示すとおりである。          既設構造物の撤去に伴う廃棄物の予測結果は以下に示すとおり、アスファルト塊、コンクリート塊、分別した廃棄物の再資源化率が 100% であり、整合を図るべき基準等とした「建設副産物の手引き（概要版）」（平成 25 年 10 月改訂）の平成 27 年度目標値を上回ることから、「建設リサイクル法」等の事業者の責務を遵守できると考える。          また、建築工事に伴う廃棄物の予測結果は以下に示すとおり、再資源化率が約 50% と予測したが、再資源化率の向上に向け、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導していくことから、「建設リサイクル法」等の事業者の責務を遵守できると考える。          これらのことから、造成等の工事に伴う廃棄物等の処理については、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>既設構造物の撤去に伴う廃棄物の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>処理方法</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既設農業用水路</td> <td>152.8</td> <td>100</td> <td rowspan="4">再生ブランク等で再資源化</td> <td rowspan="4">81～99 以上</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>既設排水路</td> <td>738.9</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>既設舗装</td> <td>679.2</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>530.5*</td> <td>100*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*混合廃棄物を除く量、割合を示す。また、中間処理施設における再資源化の割合が不明のため、ここでは除外した。</p> <p><b>建築工事に伴う廃棄物の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th colspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>発生量 (t)</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>処理方法</th> <th>再資源化率 (%)</th> <th>事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築廃棄物全体</td> <td>5,860.3*</td> <td>49.8*</td> <td>進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。</td> <td>81～99 以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>*混合廃棄物を除く量、割合を示す。また、中間処理施設における再資源化の割合が不明のため、ここでは除外した。</p>	廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等		発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 (%)	事業者の責務	既設農業用水路	152.8	100	再生ブランク等で再資源化	81～99 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul>	既設排水路	738.9	100	既設舗装	679.2	100	住宅	530.5*	100*	廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等		発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 (%)	事業者の責務	建築廃棄物全体	5,860.3*	49.8*	進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	81～99 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。</li> <li>建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、工事手法の工夫等による排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進等の適正処理を指導する。</li> </ul>
廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等																																										
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 (%)	事業者の責務																																									
既設農業用水路	152.8	100	再生ブランク等で再資源化	81～99 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul>																																									
既設排水路	738.9	100																																												
既設舗装	679.2	100																																												
住宅	530.5*	100*																																												
廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等																																										
	発生量 (t)	再資源化率 (%)	処理方法	再資源化率 (%)	事業者の責務																																									
建築廃棄物全体	5,860.3*	49.8*	進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	81～99 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適切に処理する。</li> <li>・再生利用等により減量に努める。</li> <li>・再資源化等の促進に努める。</li> </ul>																																									

表 12.1(20) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置														
廃棄物等	施設の稼働	<p><b>【排出抑制の観点】</b></p> <p>本事業では、施設の稼働に伴い廃棄物の排出が考えられるが、右に示すとおり、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進に努めるよう指導していくことで、廃棄物の排出抑制や再利用等の促進に努める。</p> <p>このことから、施設の稼働に伴う廃棄物等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で抑制でき、杉戸町のごみ処理計画に影響を与えるものではないと評価する。</p> <p>また、施設の稼働に伴い事業系排水及び生活雑排水・汚水の発生が考えられるが、右に示すとおり、進出企業に対して、排出抑制、再生利用の推進、雨水再利用システムの導入等に努めるよう要請していくことで、雨水の排出抑制や再生利用等の促進に努める。</p> <p>このことから、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の排出は、事業者の実行可能な範囲で低減でき、杉戸町の生活排水処理計画に影響を与えるものではないと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b></p> <p>整合を図るべき基準等と予測結果との比較は以下に示すとおりである。</p> <p>施設の稼働に伴う産業廃棄物の再生利用率は約37%と予測したが、事業者として、進出企業に対し、廃棄物の排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう指導することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」における事業者の責務を遵守できるものと考える。</p> <p>このことから、施設の稼働に伴う廃棄物の処理については、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p style="text-align: center;"><b>施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">予測結果</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等</th> </tr> <tr> <th>排出量(t/年)</th> <th>再生利用率(%)</th> <th>処理方法</th> <th>事業者の責務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業廃棄物全体</td> <td>1,034.14</td> <td>36.8</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適正に処理する。</li> <li>・再生処理等を行うことにより減量に努める。</li> <li>・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。</li> </ul> </td> <td>進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理するよう指導する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設の稼働に伴う事業系排水、生活雑排水並びに汚水の排出において、290m<sup>3</sup>/日の排出水が発生するが、これをすべて公共下水道に排水する計画である。</p> <p>また、右に示すとおり、進出企業に対し、雨水及び処理水についての再利用に努めるよう要請することにより、整合を図るべき基準等とした「埼玉県環境基本計画」及び「杉戸町環境基本計画」の施策と整合が図れるものと考える。</p> <p>これらのことから、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p>	廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等	排出量(t/年)	再生利用率(%)	処理方法	事業者の責務	産業廃棄物全体	1,034.14	36.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適正に処理する。</li> <li>・再生処理等を行うことにより減量に努める。</li> <li>・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。</li> </ul>	進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理するよう指導する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理を指導する。</li> <li>・進出企業に対して、排出抑制、再生利用の推進、雨水再利用システムの導入等に努めるよう要請する。</li> </ul>
廃棄物の種類	予測結果			整合を図るべき基準等													
	排出量(t/年)	再生利用率(%)	処理方法		事業者の責務												
産業廃棄物全体	1,034.14	36.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの責任において適正に処理する。</li> <li>・再生処理等を行うことにより減量に努める。</li> <li>・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。</li> </ul>	進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理するよう指導する。													

表 12.1(21) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要	環境保全措置																																						
温室効果ガス等	建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事	<p><b>【排出抑制の観点】</b> 工事中には、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出が考えられる。定量的に予測可能な環境保全措置による温室効果ガス排出量の削減率は6.78%であるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、排出量の削減に努める。 これらのことから、造成等の工事による温室効果ガス等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で抑制できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 造成等の工事中における、予測可能な範囲内の環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は6.78%であり、CO<sub>2</sub>排出量の削減が図られている。 また、右に示す環境保全措置を講ずることにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の事業者の責務を遵守できると考える。 これらのことから、工事中における温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>工事中の温室効果ガス等の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">二酸化炭素排出量</th> <th rowspan="3">削減量</th> <th rowspan="3">削減率</th> </tr> <tr> <th>ケース1</th> <th>ケース2</th> </tr> <tr> <th>tCO<sub>2</sub></th> <th>tCO<sub>2</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>4,746</td> <td>4,424</td> <td>322</td> <td>6.78</td> </tr> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>1,760</td> <td>1,708</td> <td>52</td> <td>2.95</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等車両の走行</td> <td>2,986</td> <td>2,716</td> <td>270</td> <td>9.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ケース1：一般的な事業計画に基づくベースライン ケース2：ケース1に、本事業で実施する定量的な環境保全措置を反映した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">環境保全措置</th> </tr> <tr> <td>建設機械の稼働</td> <td>低燃費型建設機械（バックホウ（0.25 m<sup>3</sup>～1.7 m<sup>3</sup>）、ブルドーザ（300kW以下））の採用により、対象機種の燃料使用量を4.1%低減させる。</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資材運搬等の車両の走行</td> <td>エコドライブの推進により、燃費を10%向上させる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	二酸化炭素排出量		削減量	削減率	ケース1	ケース2	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	合計	4,746	4,424	322	6.78	建設機械の稼働	1,760	1,708	52	2.95	資材運搬等車両の走行	2,986	2,716	270	9.04	区分	環境保全措置		建設機械の稼働	低燃費型建設機械（バックホウ（0.25 m <sup>3</sup> ～1.7 m <sup>3</sup> ）、ブルドーザ（300kW以下））の採用により、対象機種の燃料使用量を4.1%低減させる。	資材運搬等の車両の走行	エコドライブの推進により、燃費を10%向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の稼働時間の短縮に努める。</li> <li>建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械等を使用するように努める（現時点で認定されているバックホウ、ブルドーザの目標採用率41%）</li> <li>建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>建設機械の不必要的空吹かしは行わないように徹底する。</li> <li>資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討する。</li> <li>資材運搬等の車両は、低燃費型車両を使用するように努める。</li> <li>資材運搬等の車両のエコドライブを推進する（目標燃費10%向上）。</li> </ul>							
区分	二酸化炭素排出量			削減量	削減率																																				
	ケース1	ケース2																																							
	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>																																							
合計	4,746	4,424	322	6.78																																					
建設機械の稼働	1,760	1,708	52	2.95																																					
資材運搬等車両の走行	2,986	2,716	270	9.04																																					
区分	環境保全措置																																								
	建設機械の稼働	低燃費型建設機械（バックホウ（0.25 m <sup>3</sup> ～1.7 m <sup>3</sup> ）、ブルドーザ（300kW以下））の採用により、対象機種の燃料使用量を4.1%低減させる。																																							
資材運搬等の車両の走行	エコドライブの推進により、燃費を10%向上させる。																																								
施設の稼働・自動車交通の発生		<p><b>【排出抑制の観点】</b> 供用時には、植栽樹木の生長に伴う温室効果ガスの吸収、施設の稼働や自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出が考えられる。 予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は9.86%であるが、右に示す環境保全措置を講ずることで、排出量の削減や吸収量の確保等に努める。 これらのことから、施設の存在及び稼働による温室効果ガス等の排出は、事業者の実行可能な範囲内で抑制できるものと評価する。</p> <p><b>【基準、目標との整合の観点】</b> 施設の存在及び稼働時における、予測可能な範囲内の環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は9.86%であり、整合を図るべき基準等とした埼玉県地球温暖化対策実行計画の目標である25%には満たないが、右に示すとおり、目標値の達成に向け、進出企業に対し、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する等の事業者としての責務を遵守していく。 これらのことから、施設の存在及び稼働による温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。</p> <p><b>供用時の温室効果ガス等の予測結果と基準等との比較</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="2">二酸化炭素排出量</th> <th rowspan="3">削減量</th> <th rowspan="3">削減率</th> </tr> <tr> <th>ケース1</th> <th>ケース2</th> </tr> <tr> <th>tCO<sub>2</sub></th> <th>tCO<sub>2</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>27,766.1</td> <td>25,027.5</td> <td>2,738.6</td> <td>9.86</td> </tr> <tr> <td>植栽樹木の生長</td> <td>▲150.7</td> <td>▲150.7</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>施設の稼働</td> <td>914.3</td> <td>877.8</td> <td>36.5</td> <td>3.99</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生</td> <td>27,002.5</td> <td>24,300.4</td> <td>2,702.1</td> <td>10.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>*ケース1：一般的な事業計画に基づくベースライン ケース2：ケース1に、本事業で実施する定量的な環境保全措置を反映した場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">環境保全措置</th> </tr> <tr> <td>樹木の伐採</td> <td>—</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働</td> <td>エネルギー消費量がベースライン比4%削減となるよう建設計画及び設備計画とするよう推進する。</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生</td> <td>エコドライブの推進により、燃費を10%向上させる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	二酸化炭素排出量		削減量	削減率	ケース1	ケース2	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	合計	27,766.1	25,027.5	2,738.6	9.86	植栽樹木の生長	▲150.7	▲150.7	0	0.00	施設の稼働	914.3	877.8	36.5	3.99	自動車交通の発生	27,002.5	24,300.4	2,702.1	10.01	区分	環境保全措置		樹木の伐採	—	施設の稼働	エネルギー消費量がベースライン比4%削減となるよう建設計画及び設備計画とするよう推進する。	自動車交通の発生	エコドライブの推進により、燃費を10%向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽は、生物多様性の保持に配慮し、高木だけでなく、中低木を組み合わせた緑化に努める。</li> <li>進出企業に対し、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する（目標4%減）。</li> <li>進出企業に対し、「エネルギーの使用的合理化等に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する。</li> <li>進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事に提出するように指導する</li> <li>進出企業に対し、平成22年3月（平成26年7月改訂）に策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定められた各種対策に講ずるように指導する。</li> <li>進出企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように指導する。</li> <li>関連車両は、低燃費型車両を使用するように努めるよう要請する。</li> <li>関連車両のエコドライブを推進する（目標燃料使用量10%削減）よう要請する。</li> </ul>
区分	二酸化炭素排出量			削減量	削減率																																				
	ケース1	ケース2																																							
	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>																																							
合計	27,766.1	25,027.5	2,738.6	9.86																																					
植栽樹木の生長	▲150.7	▲150.7	0	0.00																																					
施設の稼働	914.3	877.8	36.5	3.99																																					
自動車交通の発生	27,002.5	24,300.4	2,702.1	10.01																																					
区分	環境保全措置																																								
	樹木の伐採	—																																							
施設の稼働	エネルギー消費量がベースライン比4%削減となるよう建設計画及び設備計画とするよう推進する。																																								
自動車交通の発生	エコドライブの推進により、燃費を10%向上させる。																																								